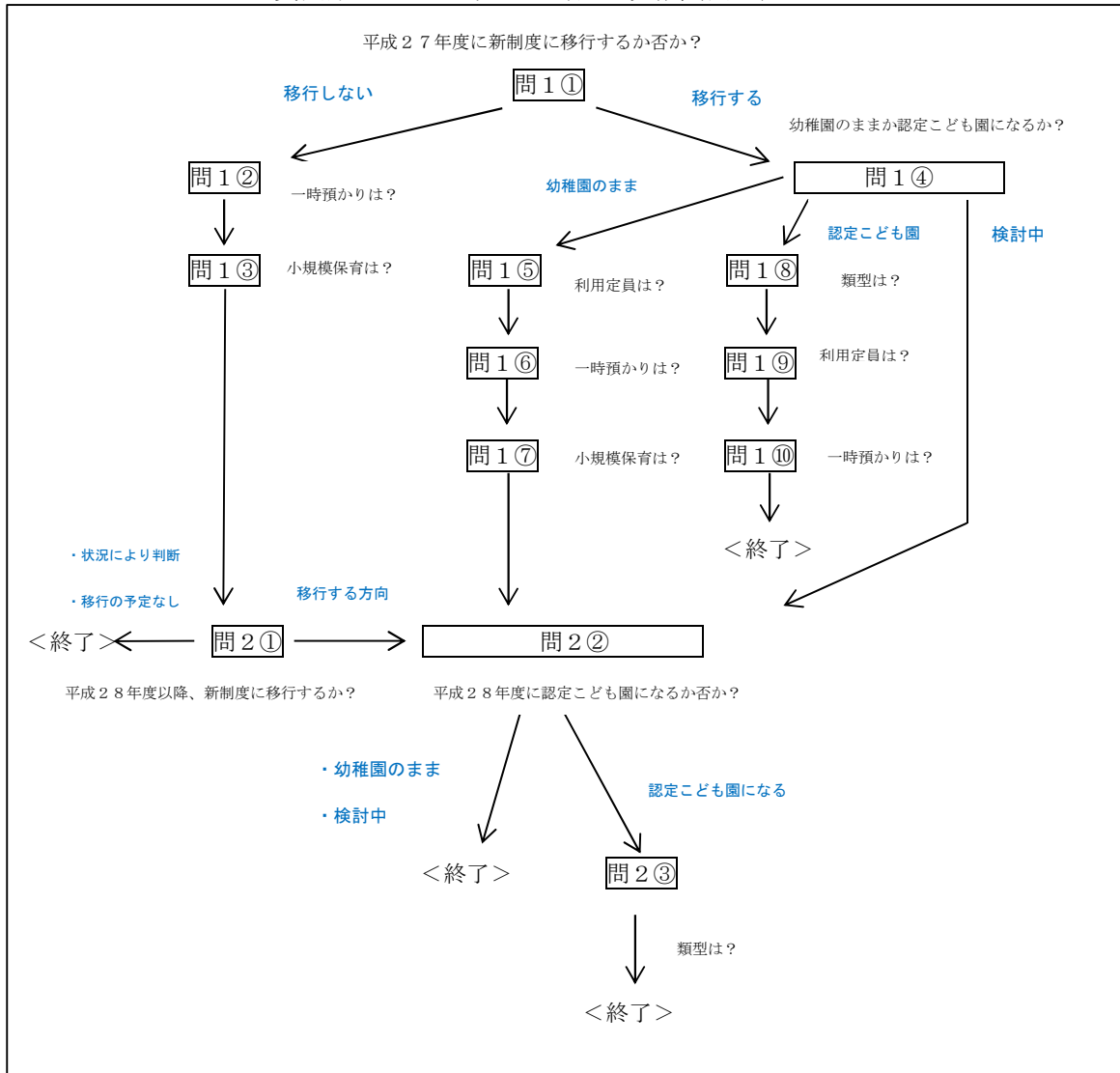


私立幼稚園の新制度への移行に関する
意向調査の実施について

2014年7月1日
町田市子ども生活部

質問票フローチャート（私立幼稚園向け）



私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行に関する意向調査

質問票

(現在認定こども園ではない私立幼稚園向け)

まず最初に、貴施設の基本情報を記入してください。

1. 施設名	<input type="text"/>
2. 設置者名	<input type="text"/>
3. 所在区市町名	<input type="text"/>
4. 認可された園則上の収容定員（認可定員）	<input type="text"/> 人

※定員数は、平成26年5月1日現在の状況を記入してください。

次に、貴施設の平成26年度現在の利用状況について記入してください。

1. 在籍園児数									
満3歳以上の幼児	<input type="text"/>	人	※平成26年5月1日現在の状況を記入してください。						
上記のうち平成25年度中に満3歳児となったため入園した者（平成22年4月2日～平成23年4月1日生まれのに限る。）									
	<input type="text"/>	人							
2. 園児の居住市町村別の内訳	<input type="text"/>								
ア 全園児が施設の所在市町村に居住している。 イ 施設の所在市町村以外の市町村から通う園児がいるが、内訳は特に把握していない。 ウ 園児の居住市町村の状況を把握している。⇒内訳を記入してください。 ※満3歳以上の幼児（平成26年5月1日現在）									
市町村の名称	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
園児数	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
3. 預かり保育の状況	<input type="text"/>								
ア 実施していない。 イ 実施している。⇒平日、休業日（土曜日、日曜日及び祝日）及び長期休業日（夏期、冬期及び春期休業日）における1日当たり利用人数、1日の開園時間（教育時間と預かり保育の最大実施時間の合計）並びに担当職員数を記入してください。									
	1日当たり利用人数	1日の開園時間	実施時の担当職員数						
平日	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>						
休業日	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>						
長期休業日	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>						

4. 上記3の状況について、平成27年度以降の状況が大きく変更する見込みである場合は、その旨及び見込数を併記してください。

ア 平成27年度以降の状況が大きく変更する見込みである

	1日当たり利用人数	1日の開園時間	実施時の担当職員数
平日			
休業日			
長期休業日			

5. 保護者の就労等による預かり保育の利用状況
保護者のいずれもが就労している（パートタイムを含みます。）などの事由により預かり保育の利用頻度の高い園児数を記入してください。

ア 1日当たり 人

イ 特に把握していない。

6. 未就園児の受け入れ状況
子育て支援活動の中で、満3歳未満の未就園児について、保護者が同伴しない形での受け入れを定期的に行っている場合は、その状況を記入してください。

週当たり実施日数 日、 1日当たり利用人数 人

うち、保護者のいずれもが就労している（パートタイムを含みます。）などの事由により利用頻度の高い人数

1日当たり 人

〔平成27年度（新制度施行1年目）の予定〕

問1 子ども・子育て新制度への移行（施設型給付の対象施設として、市町村から子ども・子育て支援法に基づく確認を受けること。以下同じ。）について、現時点での貴施設における平成27年度（新制度施行1年目）の対応方針をお答えください。

- ① 平成27年度（新制度施行1年目）から新制度への移行を予定していますか。

1. 平成27年度は移行しない予定である。⇒②に進んでください。
2. 平成27年度は移行しない方向で検討中。⇒②に進んでください。
3. 平成27年度から移行する予定である。⇒④に進んでください。
4. 平成27年度から移行する方向で検討中。⇒④に進んでください。

※ 新制度への移行に関する正式な手続は、子ども・子育て支援法に基づく確認（みなし確認）又は別段の申出の関係書類により行うこととなります。その手続については、今後、施設の所在市町村から案内を受けることとなりますが、今回の調査に対する回答内容に拘束されるものではありません。

- ② 問1①で「1」「2」を回答した方に伺います。幼稚園について施設型給付を受けない場合でも、預かり保育について、市町村の一時預かり事業（幼稚園型）により実施することも可能ですが、その予定はありますか。

1. 希望する。（1日当たりの想定人数 人）
2. 実施する方向で検討している。（1日当たりの想定人数 人）
3. 希望しない。

- ③ 問1①で「1」「2」を回答した方に伺います。幼稚園について施設型給付を受けない場合でも、満3歳未満の保育認定子ども（3号定員）について、小規模保育事業等（所在市町村の認可が必要）を幼稚園で併設して実施することも可能ですが、その予定はありますか。事業の利用定員は何人を想定していますか。

1. 実施を希望する。（事業の想定利用定員 人）
2. 実施する方向で検討している。
3. 実施を希望しない。

※ 小規模保育事業等には家庭的保育事業を含みます。3号認定子どもを対象として、定員が6人から19人の場合は小規模保育事業、5人以下の場合は家庭的保育事業を実施することができます。

⇒問2①に進んでください。

- ④ 問1①で「3」「4」を回答した方に伺います。平成27年度の新制度への移行に当たっては、幼稚園のまま移行する予定ですか。それとも認定こども園（幼保連携型又は幼稚園型）の認可・認定を受けたうえで移行する予定ですか。

1. 幼稚園のままの予定である。⇒⑤に進んでください。
2. 幼稚園のままの方向で検討中である。⇒⑤に進んでください。
3. 認定こども園となって移行する予定である。⇒⑧に進んでください。
4. 認定こども園となって移行する方向で検討中である。⇒⑧に進んでください。
5. 検討中である。⇒問2②に進んでください。

- ⑤ 問1④で「1」「2」を回答した方に伺います。平成27年度以降の幼稚園の利用定員は何人を想定していますか。

1号定員 人

※ 施設型給付の対象施設として確認を受ける際に、認可定員の範囲内で利用定員を設定することができます。なお、認可定員を超える利用定員を想定している場合は、認可定員の増加に係る園則変更の認可を得ることが必要となりますのでご注意ください。恒常的に認可定員を下回っている場合は、過大な利用定員は実態に合わない低い公定価格単価が適用されることにつながりますので、利用状況に応じた適切な利用定員を考えていく必要があります。

- ⑥ 問1④で「1」「2」を回答した方に伺います。預かり保育については、一時預かり事業（幼稚園型）により実施する予定はありますか。

1. 希望する。（1日当たりの想定人数 人）
2. 実施する方向で検討している。（1日当たりの想定人数 人）
3. 希望しない。

※ 新制度へ移行する園における預かり保育に対する財政支援については、私学助成の預かり保育補助ではなく、市町村の行う一時預かり事業（幼稚園型）が基本となります。

- ⑦ 問1④で「1」「2」を回答した方に伺います。満3歳未満の保育認定子ども（3号定員）について、小規模保育事業等（所在市町村の認可が必要）を幼稚園で併設して実施する予定はありますか。事業の利用定員は何人を想定していますか。

1. 実施を希望する。（事業の想定利用定員 人）
2. 実施する方向で検討している。
3. 実施を希望しない。

※ 小規模保育事業等には家庭的保育事業を含みます。3号認定子どもを対象として、定員が6人から19人の場合は小規模保育事業、5人以下の場合は家庭的保育事業を実施することができます。

⇒問2②に進んでください。

- ⑧ 問1④で「3」「4」を回答した方に伺います。認定こども園は幼保連携型と幼稚園型のいずれを予定していますか。

1. 幼保連携型
2. 幼保連携型の方向で検討中である。
3. 幼稚園型
4. 幼稚園型の方向で検討中である。
5. 検討中である。

- ⑨ 問1④で「3」「4」を回答した方に伺います。認定こども園の利用定員は、教育標準時間認定子ども（1号定員）、保育認定子ども（2号・3号定員）それぞれ何人を予定していますか。

1号定員 人

2号・3号定員 人

- ⑩ 問1④で「3」「4」を回答した方に伺います。認定こども園の教育標準時間認定子ども（1号定員）の預かり保育については、一時預かり事業（幼稚園型）により実施する予定はありますか。

1. 希望する。（1日当たりの想定人数 人）
2. 実施する方向で検討している。（1日当たりの想定人数 人）
3. 希望しない。

※ 認定こども園の教育標準時間認定子ども（1号定員）の預かり保育に対する財政支援については、私学助成の預かり保育補助ではなく、市町村の行う一時預かり事業（幼稚園型）が原則となります。

⇒以上で終了です。ありがとうございました。

[平成28年度(新制度施行2年目)以降の予定]

問2 子ども・子育て新制度への移行について、現時点での貴施設における平成28年度(新制度施行2年目)以降の対応方針をお答えください。

① 問1①で「1」「2」を回答した方に伺います。平成28年度(新制度施行2年目)以降において新制度への移行を予定していますか。

1. 移行する方向で検討中である。

具体的な移行時期 ア 平成28年度 イ 平成29年度 ウ 平成30年度以降
⇒②に進んでください。

2. 状況により判断したい。⇒以上で終了です。ありがとうございました。
3. 移行する予定はない。⇒以上で終了です。ありがとうございました。

② 問2①で「1」を回答した方と問1④で「1」「2」「5」を回答した方に伺います。平成28年度(新制度施行2年目)以降において認定こども園に移行する予定はありますか。

1. 幼稚園のままの方向で検討中である。⇒以上で終了です。ありがとうございました。
2. 認定こども園に移行する方向で検討中である。

具体的な移行時期 ア 平成28年度 イ 平成29年度 ウ 平成30年度以降
⇒③に進んでください。

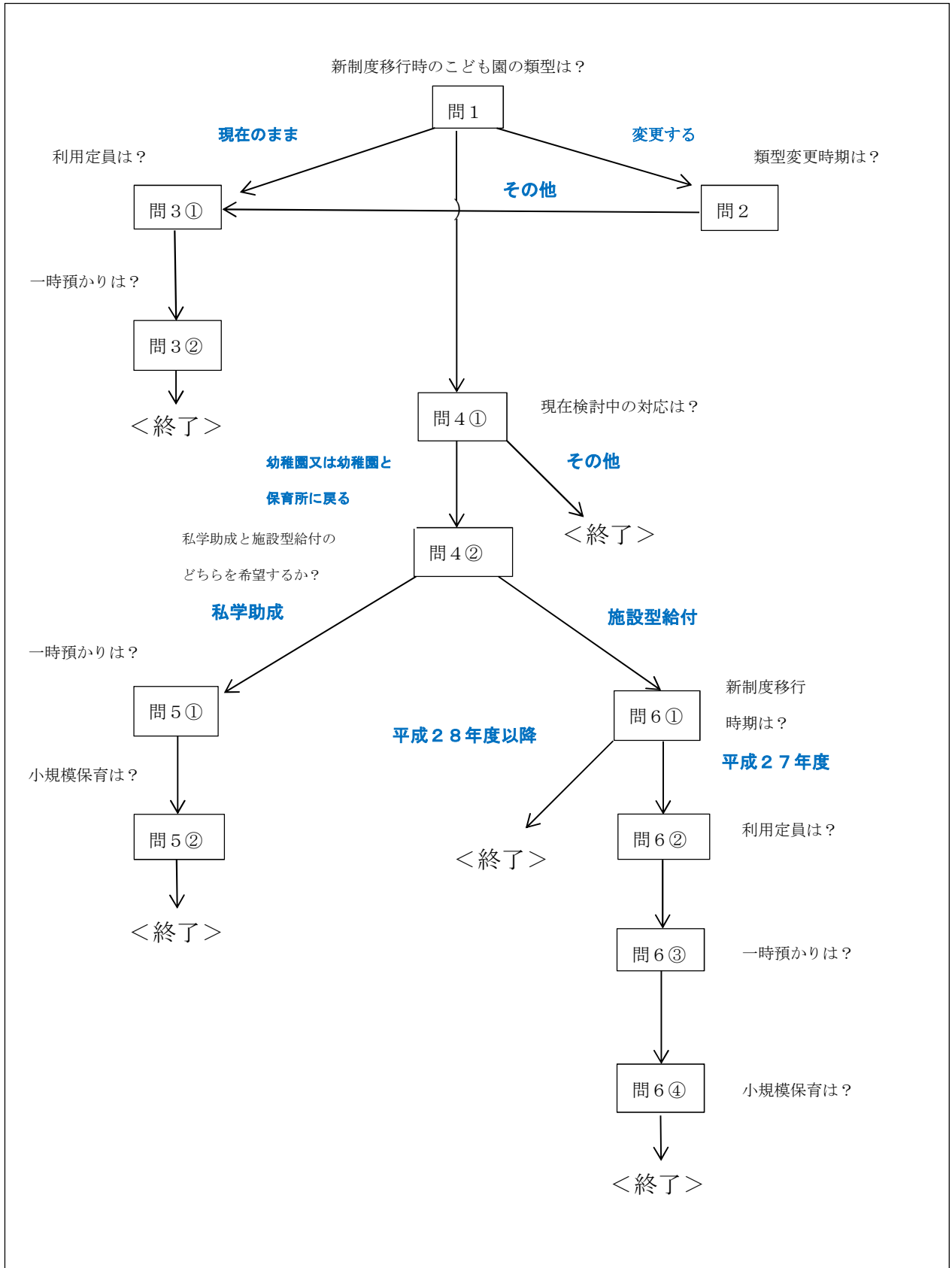
3. 検討中である。⇒以上で終了です。ありがとうございました。

③ 問2②で「2」を回答した方に伺います。認定こども園に移行する場合、幼保連携型と幼稚園型のいずれを予定していますか。

1. 幼保連携型の方向で検討中である。
2. 幼稚園型の方向で検討中である。
3. 検討中である。

⇒以上で終了です。ありがとうございました。

質問票フローチャート（認定こども園向け）



私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行に関する意向調査

質問票

(認定こども園向け)

まず最初に、貴施設の基本情報を記入してください。

1. 施設名	認定こども園の名称	<input type="text"/>
	幼稚園の名称	<input type="text"/>
2. 設置者名	<input type="text"/>	
3. 所在区市町名	<input type="text"/>	
4. 認定こども園の種類	<input type="checkbox"/>	1. 幼保連携型 2. 幼稚園型
5. 認可された園則上の収容定員（認可定員）	<input type="text"/>	人
※定員数は、平成26年5月1日現在の状況を記入してください。 (内訳)		
幼保連携型の場合	幼稚園部分	<input type="text"/> 人
	保育所部分	<input type="text"/> 人
幼稚園型の場合	幼稚園部分	<input type="text"/> 人
	保育機能施設部分	<input type="text"/> 人 (接続型・並列型に限る。)

次に、貴施設の平成26年度現在の利用状況について記入してください。

1. 在籍園児数	<input type="text"/>	人
※平成26年5月1日現在の状況を記入してください。 (内訳)		
①下記②、③以外の幼児（教育時間のみ在籍）	<input type="text"/>	人
②保育に欠ける幼児(*1)（3歳以上）	<input type="text"/>	人
③保育に欠ける乳児又は幼児(*1)（3歳未満）	<input type="text"/>	人
(*1)児童福祉法第39条第1項に規定する乳児又は幼児		
①のうち平成25年度中に満3歳児となったため入園した者（平成22年4月2日～平成23年4月1日生まれの者に限る。）	<input type="text"/>	人

2. 園児の居住区市町別の内訳

- ア 全園児が施設の所在区市町に居住している。
- イ 施設の所在区市町以外の区市町から通う園児がいるが、内訳は特に把握していない。
- ウ 園児の居住区市町の状況を把握している。⇒内訳を記入してください。

※平成26年5月1日現在

区市町 の名称									
園児数									

[平成27年度(新制度施行1年目)以降の予定]

問1 子ども・子育て新制度への移行(施設型給付の対象施設として、区市町から子ども・子育て支援法に基づく確認を受けること。以下同じ。)について、現時点での貴施設における今後の対応方針をお答えください。

1. 現在の認定こども園の類型で新制度に移行する。⇒問3に進んでください。
 2. 認定こども園の類型を変更して新制度に移行する。
変更後の類型 1. 幼保連携型 2. 幼稚園型
3. 保育所型 4. 地方裁量型
- ⇒問2に進んでください。
3. 上記以外の対応を検討している。⇒問4に進んでください。

※ 新制度への移行に関する正式な手続は、子ども・子育て支援法に基づく確認(みなし確認)又は別段の申出の関係書類により行うこととなります。その手続については、今後、施設の所在区市町から案内を受けることとなりますが、今回の調査に対する回答内容に拘束されるものではありません。

問2 (問1で「2」を回答した方に伺います。)
認定こども園の類型を変更する時期は、いつを予定していますか。

1. 平成27年度を予定している。
 2. 平成28年度以降で検討している。
- ⇒問3に進んでください。

問3

- ① (問1で「1」を回答した方と問2を回答した方に伺います。)
平成27年度以降の認定こども園の利用定員は何人を予定していますか。

1号認定子ども	<input type="text"/>	人、	2号認定子ども	<input type="text"/>	人、	3号認定子ども	<input type="text"/>	人
---------	----------------------	----	---------	----------------------	----	---------	----------------------	---

- ※ 1号認定子ども…満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの(1号認定子ども)
- ※ 2号認定子ども…満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
- ※ 3号認定子ども…満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

- ② (問1で「1」を回答した方と問2を回答した方に伺います。)
認定こども園の教育標準時間認定子ども(1号定員)の預かり保育については、一時預かり事業(幼稚園型)により実施する予定はありますか。

1. 希望する。(1日当たりの想定人数 <input type="text"/> 人)
2. 実施する方向で検討している。(1日当たりの想定人数 <input type="text"/> 人)
3. 希望しない。

- ※ 新制度へ移行する園における預かり保育に対する財政支援については、私学助成の預かり保育補助ではなく、区市町が行う一時預かり事業(幼稚園型)が基本となります。
- ⇒以上で終了です。ありがとうございました。

問4

- ① (問1で「3」を回答した方に伺います。)
現在検討している対応はどちらですか。

1. 幼稚園又は幼稚園と保育所に戻ることを検討している。⇒②に進んでください。
2. 上記以外の対応を検討している。具体的に記述してください。⇒以上で終了です。ありがとうございました。

- ② (問4①で「1」を回答した方に伺います。)
幼稚園又は幼稚園と保育所に戻ることを検討している場合、幼稚園については、引き続き私学助成を受けることを希望していますか。それとも新制度へ移行して施設型給付を受けることを希望していますか。

1. 私学助成を受けることを希望している。⇒問5に進んでください。
2. 新制度に移行して施設型給付を受けることを希望している。⇒問6に進んでください。

- ※ 認定こども園から戻る幼稚園についても、通常の場合と同様に、私学助成と施設型給付を選択することができます。
- ※ 幼稚園型認定こども園の保育機能部分に対する財政支援については、現在のところ、安心こども基金による認定こども園事業費を受けることが可能ですが、幼稚園に戻る場合には、これを受けることができなくなります。その場合、保育に欠ける子どもの保育の継続に支障のないよう、一時預かり事業(幼稚園型)や小規模保育事業等の適切な実施を検討することが必要です(問5参照)。

問5

- ① (問4②で「1」を回答した方に伺います。)
幼稚園について施設型給付を受けない場合でも、預かり保育について、区市町の一時預かり事業(幼稚園型)により実施することも可能ですが、その予定はありますか。

1. 希望する。(1日当たりの想定人数 人)
2. 実施する方向で検討している。(1日当たりの想定人数 人)
3. 希望しない。

- ② (問4②で「1」を回答した方に伺います。)
幼稚園について施設型給付を受けない場合でも、満3歳未満の保育認定子ども(3号定員)について、小規模保育事業等(所在区市町の認可が必要)を幼稚園で併設して実施することも可能ですが、その予定はありますか。もし予定がある場合は、事業の利用定員は何人を想定していますか。

1. 実施を希望する。(事業の想定利用定員 人)
- (例: 現在幼稚園型認定こども園で満3歳未満の保育に欠ける子どもを受け入れているため、幼稚園に戻った後の受け皿として小規模保育事業等の実施が必要。)
2. 実施する方向で検討している。
3. 実施を希望しない
- (例1: 満3歳未満の保育に欠ける子どもを受け入れていない。
例2: 現在幼保連携型認定こども園で満3歳未満の保育に欠ける子どもを受け入れており、引き続き保育所で受け入れることが可能であるため、小規模保育事業等の実施は不要。)

※ 小規模保育事業等には家庭的保育事業を含みます。3号認定子どもを対象として、定員が6人から19人の場合は小規模保育事業、5人以下の場合は家庭的保育事業を実施することができます。
⇒以上で終了です。ありがとうございました。

問6

- ① (問4②で「2」を回答した方に伺います。)
新制度に移行する時期は、いつを予定していますか。

1. 平成27年度を予定している。⇒②及び③に進んでください。
2. 平成28年度以降で検討している。⇒以上で終了です。ありがとうございました。

- ② (問4②で「2」を回答した方に伺います。)
平成27年度以降の幼稚園の利用定員は何人を想定していますか。

 人

※ 施設型給付の対象施設として確認を受ける際に、認可定員の範囲内で利用定員を設定することができます。なお、認可定員を超える利用定員を想定している場合は、認可定員の増加に係る園則変更の認可を得ることが必要となりますのでご注意ください。恒常的に認可定員を下回っている場合は、過大な利用定員は実態に合わない低い公定価格単価が適用されることにつながりますので、利用状況に応じた適切な利用定員を考えていく必要があります。

- ③ (問4②で「2」を回答した方に伺います。)
預かり保育については、一時預かり事業(幼稚園型)により実施する予定はありますか。

1. 希望する。(1日当たりの想定人数 人)
2. 実施する方向で検討している。(1日当たりの想定人数 人)
3. 希望しない。

※ 新制度へ移行する園における預かり保育に対する財政支援については、私学助成の預かり保育補助ではなく、区市町の行う一時預かり事業(幼稚園型)が基本となります。

④ (問4②で「2」を回答した方に伺います。)

満3歳未満の保育認定子ども(3号定員)について、小規模保育事業等(所在区市町の認可が必要)を幼稚園で併設して実施することも可能ですが、その予定はありますか。もし予定がある場合は、事業の利用定員は何人を想定していますか。

1. 実施を希望する。(事業の想定利用定員 人)

(例: 現在幼稚園型認定こども園で満3歳未満の保育に欠ける子どもを受け入れているため、幼稚園に戻った後の受け皿として小規模保育事業等の実施が必要。)

2. 実施する方向で検討している。

3. 実施を希望しない。

(例1: 満3歳未満の保育に欠ける子どもを受け入れていない。

例2: 現在幼保連携型認定こども園で満3歳未満の保育に欠ける子どもを受け入れており、引き続き保育所で受け入れることが可能であるため、小規模保育事業等の実施は不要。)

※ 小規模保育事業等には家庭的保育事業を含みます。3号認定子どもを対象として、定員が6人から19人の場合は小規模保育事業、5人以下の場合は家庭的保育事業を実施することができます。
⇒以上で終了です。ありがとうございました。